

介護保険減免制度のお知らせ

久慈広域連合では、東日本大震災で被災された被保険者の介護保険料及び介護サービス利用者負担額等について、被保険者又は家族等の申請により減免を行います。

また、生活困窮者に係る介護保険料の減免制度もありますので、対象となる方は、お早めに久慈広域連合またはお住まいの市町村の介護保険担当課で申請してください。

東日本大震災に伴う介護保険料の減免について

対象となる方

- ・本人または主たる生計維持者が住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・主たる生計維持者が失業等により著しく収入が減少した方で、前年の所得金額が一定基準以下の方
- ・原子力発電所事故等に係る避難世帯の方



申請に必要なもの

- ・り災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・印鑑

東日本大震災に伴う介護保険サービス利用者負担額等の減免について

対象となる方

- ・本人または主たる生計維持者が住宅に半壊以上の損害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡、行方不明、心身に重大な障害を受けた方
- ・主たる生計維持者が長期入院したことにより著しく収入が減少した方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止または休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原子力発電所事故等に係る避難世帯の方

申請に必要なもの

- ・り災証明書または失業証明書等の損害の程度がわかる書類
- ・すでに利用者負担額等の支払いを行っている場合は、領収書
- ・印鑑

※久慈広域連合で発行する「免除認定証」を介護サービス事業者に提示することにより利用者負担額等が免除となります。



生活困窮者に係る介護保険料の減額について

対象となる方

- ・世帯全員が住民税非課税の方（保険料段階が第2段階または第3段階の方）
- ・世帯の年間収入が120万円以下の方（世帯員が3人以上の場合は、1人につき40万円を加算）
- ・固定資産等が一定基準額以下の方

申請に必要なもの

- ・介護保険料納入通知書または特別徴収額決定通知書
- ・収入額等を証明できるもの（年金支払通知書、源泉徴収票、確定申告書など）
- ・印鑑

問い合わせ先

久慈市介護支援課	0194-61-1112
洋野町福祉課	0194-65-5915
野田村住民福祉課	0194-78-2927
普代村保健福祉課	0194-35-2114
久慈広域連合介護保険課	0194-61-3355

お気軽にご相談ください